

令和 7 (2025) 年度社会福祉法人指導監査実施方針

1 目的

社会福祉法人の適正な運営の確保と業務実施水準の向上を図ることにより利用者の福祉の向上に資することを目的として実施する。

2 対象

社会福祉法人

3 実施方式

(1) 一般監査

法人に対する一般監査については、国の定める「社会福祉法人指導監査実施要綱」（平成 29 年 4 月 27 日付雇児発 0427 第 7 号、社援発 0427 第 1 号、老発 0427 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知別添）に基づき、法人運営や当該法人が経営する施設等について、特に大きな問題が認められない場合は、運営指導監査の方法により、原則として、3 年に 1 回実地を実施する。ただし、国の定める「社会福祉法人指導監査実施要綱」に基づく一定の要件を満たすと認められる場合は、4 年又は 5 年に 1 回実施することができる。

なお、実施にあたっては、確認項目の重点化による所要時間の短縮を図り、効率的かつ効果的な指導を行うものとする。

(2) 特別監査

特別監査は、次のいずれかに該当する場合に随時実地を実施する。

なお、必要に応じ、通知（予告）をしないで実施することがある。

- ア 法人運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる事由があるとき
- イ 度重なる一般監査によっても指示した事項については是正改善がみられないとき
- ウ 正当な理由がなく、一般監査を拒否したとき

4 重点事項

昨年度までの指導監査結果等を踏まえ、次のとおり特に確認すべき事項を定める。

(1) 法人の運営管理体制の確立

- ア 評議員及び役員の選任手続き
- イ 評議員会及び理事会の招集・運営（決議を省略した場合を含む。）手続き
- ウ 評議員及び役員の報酬等の支給
- エ 理事会における要審議事項（資金の借入等）の議決状況

(2) 適正かつ公正な支出管理

- ア 法人外への不適切な資金の流出や運営費の不正流用
- イ 内部牽制体制の確立
- ウ 会計処理（会計基準・経理規程の遵守等）
- エ 契約方法（利益相反取引の理事会での承認状況等）

(3) 事業運営における透明性の向上

情報公開が必要な情報（定款、計算書類等）の開示状況